

# 所沢市学校開放事務の手引き



所沢市教育委員会 スポーツ振興課

# 目次

## \* 学校開放事務

- P1…1、学校開放制度について
- P2…2、学校開放制度の法的根拠
- P3…3、学校開放の実施主体
- P4…4、対象・開放日の設定
- P5…5、学校開放事業の運営
- P6…6、所沢市の学校開放事業概観
- P7…7-①、学校開放の事務
- P8…7-②、学校開放事務  
～フローチャート～
- P9…8、学校開放利用団体～総論～
- P10…8-①、学校開放利用団体  
～利用団体登録～
- P11…8-②、学校開放利用団体  
～調整の方法～

- P12…8-③、学校開放利用団体  
～調整方法～
- P13…8-④、学校開放利用団体  
～学校体育施設の利用優先順位～
- P14…8-⑤、学校開放利用団体  
～登録を行うにあたっての注意①～
- P15…8-⑥、学校開放利用団体  
～登録を行うにあたっての注意②～
- P16…8-⑦、学校開放利用団体  
～利用者の保険への加入～
- P17…9、施設の管理～総論～
- P18…9-①、施設の管理～鍵の管理方法～
- P19…9-②、施設の管理～施設の保全～

# 目次

所沢市学校開放事務の手引

P20…10、学校体育施設の利用～総論～

P21…10-①、学校体育施設の利用

～学校体育施設の利用条件①～

P22…10-②、学校体育施設の利用

～学校体育施設の利用条件②～

P23…10-③、学校体育施設の利用

～緊急時の対応～

# 1 学校開放制度について

所沢市では、小・中学校の校庭・体育館・武道場を学校教育に支障のない範囲で開放する、学校体育施設開放事業を実施しています。学校開放事業は「市民の体力づくり」「地域スポーツの振興」「地域コミュニティの形成」を行う拠点として、円滑かつ適正に運営していくことが求められています。

## 2 学校開放制度の法的根拠

- \* スポーツ基本法第13条1項

「学校教育法第2条第2項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない」

- \* 学校教育法137条

「学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる」

- \* 社会教育法44条

「学校の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない」

- \* 社会教育法45条

「社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない」

- \* 昭和51年6月26日文部大臣通達

「学校体育施設開放事業の推進について」

- \* 所沢市立小・中学校管理規則第30条

「学校の施設又は設備の学校教育の目的以外の利用については、法令の定めるところに従い、校長が許可する。ただし、長期にわたり又は異例の利用と認められる場合は、あらかじめ教育委員会の指示を受けなければならない」

- \* 所沢市立小中学校体育施設の開放に関する規則

# 3 学校開放の実施主体

- \* 実施主体＝教育委員会（昭和51年通達2条）
- \* 学校体育施設開放事業の対象となる施設＝公立小・中・高校の運動場・体育館（通達3条）
- \* 施設管理＝教育委員会（通達4条1項）  
学校体育施設開放に伴う管理責任は、教育委員会に存在

# 4 対象・開放日の設定

## \* 対象

市内に在住、又は在勤する者が構成するスポーツ団体（構成員は半数以上が市民）で、教育委員会に登録した団体が対象となります。

## \* 開放日の設定

各運営委員会にて学校と協議のうえ、開放日を設定してください。開放時間についても同様です。

※開放日については、学校行事や部活動が優先となります。学校長の判断により開放を行わない場合もあります。

# 5 学校開放事業の運営

## \* 運営形態

各学校開放運営委員会（以下「運営委員会」）を設置し、所沢市が各地区運営委員会に管理運営を委託します。団体間の利用調整や施設の管理等については、各運営委員会が責任をもって自主運営により実施します。

運営委員会は、利用団体、学校関係者、自治会、スポーツ推進委員、スポーツ団体、PTA等の代表者により組織します。



# 6 所沢市の学校開故事業概観

## 事業概観

所沢市教育委員会



委託契約



各学校開放運営委員会



事業運営



利用団体

## 事務内容

### 教育委員会の事務

- 委託料の支払い
- 学校開故事業の管理・監督
- 学校開放規則、運営

### 運営委員会の事務 (委託契約書より)

- 利用調整
- 利用団体の監督
- 施設設備の保全
- 利用状況報告
- 登録団体報告など

# 7-① 学校開放の事務

## 1、年度ごとの事務

- (1) 新年度更新手続き
- (2) 登録更新手続き
- (3) 学校の年間予定の把握

## 2、月ごとの事務

- (1) 利用許可申請書の配布・回収
- (2) 調整会議（月1回）

## 3、随時発生する事務


- (1) 新規利用団体の受け入れ
- (2) 開放施設の点検、確認
- (3) 学校・地域との利用調整

## 4、その他の事務

- (1) 市主催イベントへの協力
- (2) その他教育委員会が定める事務

# 7-② 学校開放事務

## ～フローチャート～

- 1、利用団体登録（登録期間：1年 更新期間：4月～5月末）及び新年度更新手続き
  - 2、利用団体登録申請書をスポーツ振興課へ提出（5月末～6月末）
  - 3、利用許可申請書の配布・記入（月1回）
  - 4、利用許可申請書の回収
  - 5、回収した利用許可申請書を基に、調整
  - 6、調整結果を、調整会議にて確認
  - 7、調整会議終了後、確定した利用許可申請書をスポーツ振興課へ提出
  - 8、利用状況報告書をスポーツ振興課へ提出（利用日の翌月末）
- 

# 8 学校開放利用団体

## ～総論～

- \* 学校開放事業は、学校教育に支障のない範囲で、学校体育施設を広く市民に貸し出すことで、市民スポーツの振興を行うことを趣旨としております。

かかる趣旨に鑑みれば、学校施設の主たる利用者は児童・生徒であり、学校開放利用団体がこれら児童・生徒の学校利用の妨げになるようなことがあってはなりません。

運営委員会は、学校開放利用団体に対し、かかる趣旨をよく説明し、賛同する団体にのみ貸し出しを行い、学校教育の妨げとなることがないよう学校開放を運営していかなければなりません。

# 8-① 学校開放利用団体 ～利用団体登録～

## \* 登録期間

一年間（年度ごとの更新）

（更新期間 4月1日～5月31日）

## \* 登録条件

①主な活動拠点が所沢市にある団体で、団体構成員の

うち所沢市在住・在勤者が過半数を占める団体

②市の事業・地域の事業・学校の事業への協力

## \* 登録手続き

利用希望団体は、利用希望校を所管する学校開放運営委員会へ連絡。登録申請書に記入後、運営委員会にて登録条件を満たしているか審査、登録申請書は写しを取った後、教育委員会へ送付

## 8-② 学校開放利用団体 ～調整の方針～

- \* 学校開放をできるだけ多くの方々に利用していただくため、特定団体が、独占的に使用することのないよう運営してください。新規団体から申請があった場合、できる限り受け入れてください。新規団体の利用相談があったときは、週に複数回活動を行っている既存団体の利用枠を譲るなどの工夫と協議をお願いします。
- \* 例) 特定の利用団体が常に同じ曜日を利用している状態は、独占的利用であるとされます。他の利用団体が利用可能となるよう、調整してください。

# 8-③ 学校開放利用団体 ～調整方法～

毎月開催

1. 利用許可申請書を利用団体へ配布
2. 利用団体より許可申請書を受領
3. 調整会議までに、日程（案）の作成
4. 調整会議にて利用日程を確認・修正※
5. 調整会議終了後、利用許可申請書を教育委員会へ提出
6. 教育委員会にて、許可申請書を決裁

# 8-④ 学校開放利用団体 ～ 学校体育施設の利用優先順位～

## 根拠

スポーツ基本法13条  
「学校の教育に支障  
のない限り～」

所沢市立小中学校  
管理規則第30条  
「学校の施設・設備の  
学校教育の目的以外の  
使用」  
→学校校長の許可

## 優先順位

### 学校開放の優先順位

1. 学校行事
2. 市・教育委員会イベント
3. 自治会・町内会等地域のイベント
4. 利用団体



# 8-⑤ 学校開放利用団体 ～登録を行うにあたっての注意①～

- 登録時、各運営委員会は希望団体を審査  
事業計画書・決算書・名簿・規約を審査するとともに、下記についてもチェックする
- 下記に反する利用団体は学校開放への利用登録ができません
  - I. 公序良俗に反する利用の団体
  - II. 政治目的の団体
  - III. 宗教目的の団体

# 8-⑥ 学校開放利用団体 ～登録を行うにあたって注意②～

## Ⅳ. 営利目的団体の使用禁止

### 営利性判断の基準

(以下に該当する団体は営利団体として、学校開放利用を不可とします)

1. 「公益性」がない…当該団体の活動が地域スポーツの振興に資する場合、公共性・公益性が認められる
2. 「会費」の使途が不適正である…徴収した会費を主催者で分配している
  - ①使途が明確とされていない
  - ②使途が団体構成員の意思に反している
3. 「利用方法」が不適正である…利用施設を拠点として、独占的な利用を行っている

### ※営利団体といえるためには

- 指導者が自ら代表者となり月謝等を徴収している場合
- 指導者がその徴収金で生計をたてている場合
- 実費相当額を超える会費を徴収して行う教室等の継続的な活動

# 8-⑦ 学校開放利用団体 ～利用者の保険への加入～

- \* 保険加入の推奨

所沢市では事故発生への備えとして、学校開放利用者は保険への加入が望ましい

- \* 推奨する保険の内容

利用団体加入者の事故、利用団体が第三者に対し損害を与えた場合（対人・対物）に対応した保険

# 9 施設の管理

## ～総論～

- \* 学校施設は教育を行う拠点となる重要な施設です。かかる施設の滅失・毀損は教育に重大な支障をきたします。各運営委員会は、学校施設の重要性を利用団体に対し周知し、施設の滅失・毀損等の事態が起こらないよう徹底しなければなりません。また、利用後に施設にトラブルが発生していないか、見回り・点検を行い、施設の現状を把握し、施設の保全に努める必要があります。
- \* 学校の鍵は、学校施設を管理し、子どもたちの安全を守るうえで特に重要なものです。鍵の紛失により、多額の賠償責任が発生する場合があります。

各学校開放運営委員会は、学校長及び、運営委員会内でよく協議を行い、厳重に鍵を管理してください。

鍵の管理方法については、次のページに具体例を掲載しております。

# 9-① 施設の管理 ～鍵の管理方法～

## \* 学校に鍵ボックスを設置

学校敷地内に学校開放用の鍵ボックスを設置し、鍵ボックスの鍵を配布することにより鍵の管理を行う。

## \* 指定された管理者が管理

学校又は運営委員会に指定された者が鍵の管理を行う。利用団体は指定された管理者より鍵の受け渡しを行う。

## \* まちづくりセンターで管理

利用前にまちづくりセンターで鍵を受け取り、施設利用後、すみやかにまちづくりセンターへ返却。

※学校の鍵について無断コピー作成は禁止（コピーを作成し、紛失等した場合には賠償責任が発生します）

# 9-② 施設の管理 ～施設の保全～

## \* 利用後の施設の見回り・点検方法（具体例）

### 1. 運営委員会の担当者による見回り・点検

運営委員会担当者が、利用終了後の学校施設の見回り・点検を行います。当日の利用団体が担当者として見回りを行うことはできません（利用団体が学校開放運営委員会理事となっている場合も同様です）。

### 2. 学校開放利用団体による見回り・点検

学校開放利用団体が、利用終了後の利用施設の見回り・点検を行います。こちらの方法による場合には、運営委員会委員長は、学校側との連絡を密にし、学校施設の管理が、利用団体に任せきりとなることのないよう、現状の把握に努めてください。

# 10 学校体育施設の利用

## ～総論～

- \* 学校施設・備品については、大切に扱い、学校教育に支障のないように利用を行うとともに、学校開放利用により近隣住民とのトラブルが発生することのないよう、利用団体に対し徹底してください。学校施設は教育を行ううえで非常に重要な施設です。万が一、破損等が発生した場合には、速やかに学校及び担当課と連絡をとり、現状回復に努めてください。

# 10-① 学校体育施設の利用 ～校庭・体育館の利用条件①～

## \* 雨天・荒天時

雨天・荒天時の校庭については、荒らしてしまうと、学校による使用に支障を生じるため、使用を中止させてください。

## \* 飲酒・喫煙

学校施設内での飲酒・喫煙は禁止です。

## \* 備品等の保管の禁止

利用団体が所有する備品や消耗品（ボール類、石灰など）及び私物を学校に保管することは、禁止です。保管可能な備品は、①利用団体の根幹に関わり、かつ、②他の利用団体と共通で使用している備品。又は、③学校と共用で利用している備品のいずれかになります。

## \* ※使用中止の判断基準

直近の学校授業等に支障がでないよう中止にする。当日雨が降っていなくても校庭等がぬかるんでいるような場合、学校開放の利用を中止してください。



# 10-② 学校体育施設の利用 ～校庭・体育館の利用条件②～

## \* 騒音

騒音防止を徹底してください。学校の多くは住宅地内にあります。騒音等で近隣住民にご迷惑がかからないよう、利用団体に徹底をお願いします。特に夜間は音が響くため、注意をお願いします。

## \* 節電について

体育館の利用に際しては、不要な照明は点灯しない等、節電に努めてください。準備、後片付けの際の照明は、必要最小限の使用に努めてください。

# 10-③ 学校体育施設の利用 ～緊急時の対応～

※緊急事態が発生した場合には、運営委員長は事態の把握とスポーツ振興課へ連絡してください。

## \* 器物損壊

学校備品の損傷は、学校教育に支障をきたす恐れがありますので、学校長及びスポーツ振興課まで連絡をおこなってください（休日は市役所の警備室へ連絡してください）。

利用者による破損や故障が生じた場合は、基本的に原因者負担となります。学校長の指示を仰ぎ、利用者の責任で速やかに原状回復してください。

## \* 不審者

不審者情報等を収集し、必要であれば、利用団体に情報を送ります。不審人物の乱入等があった場合には、警察等関係機関に通報してください。

## \* 事故

事故が発生した場合には、関係機関にお知らせください。



- 発行：所沢市教育委員会  
スポーツ振興課
- 発行年月：平成28年3月
- 改定年月：令和4年3月